

会議録	
■ 会議名	倉敷市子ども・子育て支援審議会（令和6年度第3回）
■ 日時	令和7年1月23日（木）14：00～15：45
■ 場所	倉敷市市役所 10階大会議室
■ 出席者	<p>○出席委員（13人） 池田委員、今城委員、尾跡委員、木戸委員、田崎委員、津田委員、蓮井委員、藤原委員、前原委員、松井委員、森永委員、薬師寺委員、横溝委員 ※欠席：大江委員、岡本委員、塩尻委員、下宮委員、林委員、道久委員、守屋委員</p> <p>○事務局 保健福祉局：森局長 子ども未来部：月本部長、兼田参事（子ども相談センター所長）、別府副参事（子育て支援課長）、岡野副参事（保育・幼稚園課長） 子ども相談センター：赤木所長代理 保育・幼稚園課：鎌田課長代理 保育・幼稚園支援室：内田室長 社会福祉部：八方次長（福祉援護課長）、山田副参事（障がい福祉課長） 福祉援護課：多田主幹 市保健所：河本副参事（健康づくり課長） 健康づくり課：片山課長主幹 学事課：佐野課長補佐、野口学事主任 指導課：石岡課長 生涯学習課：坂川課長主幹、三宅主幹 子育て支援課：火口課長代理、山本主任、尾川副主任、石原主事、宇喜多</p>
■ 傍聴者	傍聴者 1人
■ 次第	<p>1 開会 2 議事 (1) 事業所内保育事業の認可について (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について (3) (仮称) 第二次くらしき子ども未来プラン計画案について 3 閉会</p>

1 開会

事務局： 定刻がまいりましたので、ただいまから、倉敷市子ども・子育て支援審議会を開催いたします。

本日の審議会は、お手元にあります次第にしたがって、進めてまいります。

私は、事務局側で司会進行を務めます、子育て支援課の火口と申します。よろしくお願ひいたします。

この審議会は、本任期最初の審議会において、「倉敷市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、「公開」「非公開」をお諮りしまして、公開することをご決定いただいたおりま

ります。

本日は、1名の方が傍聴されております。

それでは、開会にあたりまして、保健福祉局長の森が一言ご挨拶申し上げます。

森局長： 皆様こんにちは。保健福祉局の森と申します。

本日は、大変お忙しい中、令和6年度第3回倉敷市子ども・子育て支援審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。また、皆様方には、日頃より、本市の児童福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

はじめに、能登半島地震から1年、阪神淡路大震災から30年という年月が経ちました。能登の被災地におかれましては、いまだ復興途上であり、大変な生活をされている方が多くおられます。また、先日は、昨年8月に続き、日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報が発表され、本市におきましても、警戒体制とし、有事への対応に備えました。委員の皆様におかれましても、日頃より地震発生時の対応方法等を話し合うなど地震への備えを行っていただきますよう、お願ひいたします。

さて、本日は、保育所の認可や、特定教育・保育施設の利用定員の設定、(仮称)第二次くらしき子ども未来プラン策定について審議をお願いいたします。限られた時間の中ではございますが、様々なお立場にいらっしゃる委員の皆様方から、これまでの実践や経験のもと、幅広くご意見を賜りたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局： 本日は、委員20名中、12名の方にご出席いただいております。

過半数に達しておりますので、倉敷市子ども・子育て支援審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、感染症対策として引き続き、二酸化炭素濃度測定器を設置しております。審議中においても、室内の二酸化炭素濃度が高くなりますと、警告音が鳴る場合があります。その際には室内の換気を行いますので、ご理解をいただきますようお願ひいたします。

それでは、「2 議事」に入ります前に、配付資料について確認させていただきます。まず、次第、【資料1】委員名簿、【資料2】事業所内保育事業の認可について(プライム保育園)、【資料3】特定教育・保育施設の利用定員について(豊洲認定こども園)、【資料4】特定教育・保育施設の利用定員について(御国幼稚園・慈愛幼稚園)、【資料5】特定教育・保育施設一覧表、特定地域型保育事業一覧表、【資料6】(仮称)第二次くらしき子ども未来プラン(案)、【資料7】(仮称)第二次くらしき子ども未来プランパブリックコメント実施結果(案)、【資料8】(仮称)第二次くらしき子ども未来プラン(案)修正箇所一覧、【資料9】(仮称)第二次くらしき子ども未来プラン策定スケジュールは、事前に送付させていただきました資料でございます。

【資料2】につきましては、差替になりますので、お手元に配付させていただいていま

す。お手数ですが、資料の差替えをお願いいたします。また、事前配布しました【資料8】と【資料9】の資料番号を逆に修正お願いします。

乱調不備、お忘れ等はないでしょうか。

また、倉敷市で毎年作成しております、「子育てハンドブックKURA」及び「子育て応援マップ」の令和6年度版を10月末に発行いたしましたので、お配りしております。お持ち帰りいただいて、お時間のあるときにご覧いただきますようお願いいたします。

2 議事

(1) 事業所内保育事業の認可について

事務局： それでは、ここからの進行につきましては、木戸会長にお願いいたします。木戸会長、よろしくお願ひいたします。

会長： はい。よろしくお願ひいたします。

それでは、次第の「2 議事」に入ります。議事の1番目、事業所内保育事業の認可について、事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、議事の1番目、事業所内保育事業の認可について、ご説明させていただきます。お手元に、本日配布いたしました【資料2】をご用意ください。

この審議会の運営に関し、必要な事項を定めた「倉敷市子ども・子育て支援審議会運営要綱」第2条第1項第2号の規定により、事業所内保育事業の認可にあたり、ご意見を伺うこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

今回、ご意見をいただく事業所内保育事業は、医療法人賀新会様が設置する「プライム保育園」でございます。施設の所在地は玉島1334番地1で、整備形態は新設、利用定員は0歳児が3人、1・2歳児が9人の合計12人で、そのうち地域の方が入ることできる枠として4人程度用意していただいております。開園日・開園時間は、月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時までです。建物の構造等は、鉄筋コンクリート造3階建て、そのうち事業所内保育事業は2階の一部で実施し、占有面積は193.57平方メートルでございます。その内訳は、保育室等の欄に記載のとおりで、認可基準は満たしております。連携施設となるその他の受け入れ先は、よしうら認定こども園で、令和7年4月1日設置予定となっております。次ページ以降に、位置図、配置図、平面図等をお付けしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【質疑応答】

会長： ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきましてご意見、ご要望などご発言をお願いいたします。なお、ご発言に際しましては議事録を作成する関係上、お名前をおっしゃっていただいてからご発言ください。いかがでしょうか。

口火を切るばかりで申し訳ないのですが、1つだけ確認をさせてください。拝見するといろいろな事業形態がすでにある敷地内に事業所内保育として保育園を作られるようになっています。駐車場から保育園までの間に、建物を渡っていくような図に見えるので、事業所の方も十分ご存知だと思いますが、くれぐれも事故等ないように進めていただくようお願いいたします。質問等ではございませんが、駐車場内での事故が時々新聞などにも

出ますので、くれぐれもご確認よろしくお願ひします。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

会長： それでは、議事の2番目、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 続きまして、議事の2番目、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について、ご説明させていただきます。お手元に、【資料3】、【資料4】及び【資料5】をご用意ください。

「倉敷市子ども・子育て支援審議会運営要綱」第2条第3項第1号の規定により、特定教育・保育施設の利用定員の設定、及び同項第2号の規定により、特定地域型保育事業の利用定員の設定にあたり、ご意見を伺うこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

最初に【資料3】から説明させていただきます。本市が設置を予定する、幼保連携型認定こども園の「豊洲認定こども園」です。園の所在地は、西田404番地2で、既存の豊洲保育園を、認定こども園へ移行するものでございます。利用定員の合計は160人で、1号認定児が15人、2号認定児が102人、3号認定児が0歳児6人、1・2歳児37人の計43人となっております。移行年月日は、令和7年4月1日でございます。

次に【資料4】をご用意ください。私学助成の運営から、子ども・子育て支援新制度による運営に移行する私立幼稚園の利用定員を設定するものです。1園目は、学校法人御國学園が設置する「御國幼稚園」です。園の所在地は、阿知3丁目20番7号で、利用定員は、1号認定児105人、移行年月日は、令和7年4月1日でございます。

2園目として、学校法人慈愛学園が設置する「慈愛幼稚園」です。園の所在地は、水島南幸町1番9号で、利用定員は、1号認定児180人、移行年月日は、令和7年4月1日でございます。

次に、【資料5】をご用意ください。今回、資料として用意させていただいたものは、倉敷市全園の令和7年4月1日時点の利用定員の一覧となります。昨年度から変更している箇所を赤字で示しています。1ページ目の特定教育・保育施設の倉敷区域をご覧ください。上から順番に、変更箇所についてご説明させていただきます。まず、「豊洲認定こども園」は、先ほど【資料3】でご説明したものですので、説明は省略させていただきます。次に、「倉敷東幼稚園」、「奈良佐保短期大学附属 倉敷幼稚園」は、実際の入園状況を鑑みた利用定員設定に見直すものでございます。次の「御國幼稚園」は、先ほど【資料4】でご説明したもので、続きまして、2ページ目、水島区域をご覧ください。「かがやき認定こども園」、「幼保連携型認定こども園 連島こども園」は、実際の入園状況を鑑みた定員設定に見直すものでございます。次に、「連島幼稚園」及び「連島東幼稚園」につきましては、集団規模の適正化を図るために、「連島東幼稚園」を「連島西浦幼稚園」に統合し、令和6年度をもって閉園とするもので、あわせて、統合先となる「連島西浦幼稚園」の名称を「連島幼稚園」に改めるものでございます。次の「慈愛幼稚園」は、先ほど【資料4】でご説明したものとなります。続きまして、児島区域をご覧ください。「三宝認定こども園」は、入園状況等を鑑みた結果、定員設定を見直すものでございます。続きまして、3ページ目、玉島区域をご覧ください。「吳妹幼稚園」は、集団規模の適正化を図るため、「箭田幼稚園」に統合し、令和6年度をもって閉園とするものです。次に、「第二敬愛幼稚園」は、実際の入園状況と照らし合わせて利用定員を見直すものでございます。

続きまして、特定地域型保育事業でございますが、倉敷区域の「ソラ小規模保育園」は、令和6年5月に園舎を新築移転いたしましたので、所在地を変更しております。続きまして、4ページ目をご覧ください。水島区域の「あさひ幼稚園 乳幼児センター」は、実際の入園児と照らし合わせて利用設定をさせていただいております。次に、玉島区域の「プライム保育園」につきまして、先ほど【資料2】で説明させていただいたとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【質疑応答】

会長： ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきましてご意見ご要望などご発言をお願いいたします。

委員： 質問を1点と、自分の伝えたいことを1点お話させてください。

1点目の【資料5】について、地域の実態によって定員数の変更があったところは、主に減少していると思ったら良いのでしょうか。また、逆に子どもの人数やニーズが増加している地域があれば教えていただきたいです。

もう1点は、【資料3】の豊洲保育園から認定こども園に移行するということについてです。私の話になるのですが、私も保育園から認定こども園に移行する現場に関わらせていただくことがあって、こども園の特徴として、2号児のお子さんや保護者にとっては大きく生活の流れが変わらないのですが、1号児が新たに加わることになると、1号児の保護者や子どもへのケアが必要であったり、また、集団が多岐に分離していくので、その都度個別の対応が必要になったりすることがあると感じました。特に2号児が多くなるこども園に関しては、午後においても保育が続き、先生の負担が重くなるような場面もあって、保護者対応や保育も上手くいかなかつたり、また、幼稚園と保育園の先生が一緒に勤めをされていると余計に保育下の齟齬も生まれたりと、移行期は話し合う機会がたくさん必要だったなというのを感じているところです。なかなか園内の職員だけでは努力してもしきれないところがありましたので、子どもたちや保護者、職員の方々にとってより良い施設になればいいなと願っていて、市からのサポートが必要になってくるのかなと思いながら、どのように新しい園が作られていくのか、私も色々知れたら嬉しいです。また情報を教えていただけたらと思っています。

会長： ありがとうございます。この【資料5】についての変更があった赤字の園ですけども、この中で全てが減少しているのか、増加しているところがあるのかというところはいかがでしょうか。事務局でお答えいただける部分がありますでしょうか。

事務局： ご質問ありがとうございます。【資料5】の赤字部分につきましては、基本的には減少が大半を占めています。幼稚園ですか、水島、児島地域になりますので、先ほど言いました子ども・子育て支援新制度が始まる時に、できるだけ多くの方を受け入れるため、利用定員の増をお願いしているところがございました。その結果、3歳児を中心に新たな需要に対応できたのですが、そういうたった役割が一定程度果たされると、この利用定員まで満たない園も出てきます。子ども・子育て支援制度は利用定員に基づいて運営費が支給されます。このため、今日来られた民保協の代表の方や私立幼稚園協会の皆様からもご意見をいただき、実際に入られている定員と照らし合わせて柔軟な対応をさせていただくところです。定員増につきましては、「あさひ幼稚園 乳幼児センター」が0～2歳が非常に多いと

ということで、定員増という形で対応している状況です。以上が1点目についての回答でございます。

ご心配の豊洲認定こども園についてですが、豊洲認定こども園は幼稚園と保育園が統合されるものではなく、保育園の単独移行という形を取らせていただいております。本市で10園目の認定こども園の移行ということで、平成27年4月に初めて移行した中洲認定こども園から順次対応させていただき、市のノウハウも一定程度蓄積している状況の中で、今回の単独移行の園につきましては、基本的に今まで保育園、認定こども園で勤務した職員だけで運営が行われる形で、新たな職員間の混乱が起こらないように配慮させていただいている。認定こども園で勤務している職員を入れますので、1号児が安心して受け入れができるよう、初めて給食を食べる不安や、早く帰ることに対する不安などに柔軟に対応できるようにいたします。豊洲地区につきましては、初めての3歳児が始まりますので、職員体制を十分に取るとともに、現在豊洲保育園で働いている職員を事前に他の認定こども園へ見学に行かせたり、実際に働いてもらったりして課題整理を行ったりですか、認定こども園と保育園はそれぞれ課題が違いますので園長会の中でも話の場を分けたりして、サポートさせていただいております。保育・幼稚園課の保育指導主幹2名ともに認定こども園の勤務経験がございますので、できるだけ園に訪れるなどしてサポートができる体制を整えております。

会長： ありがとうございます。その他ご意見はございませんでしょうか。

私も最初に資料をいただいた時に改めて感じたのですが、来年度から倉敷市内の全ての園が、特定教育・保育施設になるということで、今まで私は私学助成という枠がありましたけれども、全てこの中にあてはまるというのは、利用者にとっては直接関係のないことかもしれません、来年4月から少しイメージが変わってくるのかなと感じました。ありがとうございました。

(3) (仮称) 第二次くらしきこども未来プラン計画案について

事務局： それでは、議事の3番目、(仮称) 第二次くらしきこども未来プラン計画案について、ご説明させていただきます。

運営要綱第2条第3項第3号の規定により、子ども・子育て支援事業計画の制定又は変更に当たり、ご意見を伺うこととなっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

さて、前回の審議会では、素案に対してたくさんのご意見をいただきましてありがとうございました。前回の審議会後、素案を確定し、11月13日から12月12日までの1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。このあと市民の方からいただいたご意見と、それに対する市の考え方の案につきまして、ご説明させていただきたいと思います。

それではお手元に【資料7】パブリックコメント実施結果（案）をご用意ください。まず表紙ですが、実施方法といたしまして、ご覧の各部署にまず素案の冊子の設置いたしました。それから、市のホームページでの掲載も行い、さらにこども・若者が意見を言いやすいようにWebフォームの設置もいたしました。募集期間は先ほど申し上げたとおりでございます。結果としては、意見提出者が7名、意見総数としては23件、うち、こども・若者の意見として3名から3件のご意見を頂戴いたしました。

早速ですが、具体的な内容について、順番に読み上げさせていただきます。「該当箇所」とは、【資料6】の計画冊子の該当ページになります。「御意見の概要」とありますが、いただいたご意見を尊重するため、そのまま掲載させていただいておりますので、「の概要」

は削除する予定です。ご意見と「本市の考え方」を順番に述べさせていただきます。

それでは1番目、該当箇所は冊子の19ページです。①の人権尊重について、「人権尊重についてヤングケアラーなどの課題を解決するにはその子どもだけではなく、周りの環境も解決していかなければならないと思いました。」というご意見を、こども・若者意見ということで、18歳の方からいただきました。市の考え方としましては「倉敷市では、ヤングケアラーなどの気になるこどもや心配な家族については、こどもだけでなくその家族を含めたものを捉え、学校、高齢者支援センターや相談支援事業所などの関係機関と状況把握に努め、必要な支援につなげています。また、こどもには学校を通じてこどもあいカードを配布し、こどもが自ら相談できる環境を整えています。引き続き、関係機関と連携し、必要な支援に取り組んでまいります。」という回答となっております。

続いて2番目、該当箇所は、計画案の20ページ④「生きる力」になります。ご意見をそのまま読ませていただきます。「④生きる力について上から6つ目に「集団生活の中でこどもが自ら考え、判断し、行動できる、その自主性を重視した、楽しく学べる学校園づくりを保護者や地域とともに考える必要があります。」と記載されている。これは「主権者教育として求められる教育は、社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動する主権者を育てることにある。」(総務省)と内容が重なっているため、「主権者教育」というキーワードを第二次くらしき子ども未来プランに盛り込むことができるのではないかと考える。近年若者の投票率が低く、政治参加を推進していく中で、これから投票権を持つ子どもに対しての取り組みが重要になってくると思うので、「主権者教育」という言葉を取り入れるだけでも、興味をもつきっかけになるのではないかと感じた。」という、こちらもこども・若者意見として22歳の方でございます。それに対して、本市の考え方でございますが、

「集団生活の中でこどもが自ら考え、判断し、行動できる、その自主性を重視した、楽しく学べる学校園づくり」は、学習指導要領で示されている「個人が将来、社会をたくましく生き抜くための総合的な力」いわゆる「生きる力」を育むことであり、「主権者教育」の育成にもつながるものと考えております。なお、各学校では、主権者として求められる力を、社会科、特別活動等、それぞれの教科の中で学習しているところです。」という回答です。

続きまして3番目、こちらは、28ページ単位施策4の1番上の丸の部分が該当箇所になりますが、「産後ケアの充実など、伴走型相談支援として切れ目ない」とあるが、産後ケアは自己負担も大きく、回数に限度があるため伴走型相談支援には適していないのではないか。」というご意見です。本市の考え方としましては、「産後ケア事業は、出産後1年以内の母とそのこどもに対して、助産師等が心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談等を行うもので、その利用料の一部を市が負担しています。産後ケアの実施にあたっては、市と産後ケア施設が連携し、出産後の母の悩みや不安に寄り添った切れ目ない支援を実施しています。令和6年度からは、産後ケアを利用いただきやすいものとするため、制度を拡充し、宿泊産後ケア、日帰り産後ケア利用料の市負担額の増額、訪問産後ケアの開始、利用申請の電子化(WEBSITEからの申請)を開始し、利用者も増加傾向です。そのほか、妊娠期から出産、子育て期の伴走型相談支援の体制として、平成29年7月から「妊婦・子育て相談ステーション すくすく」を市内5か所に開設し、相談支援の充実を図っています。今後もすべての家庭が安心して子育てできるよう支援してまいります。」という回答です。

続きまして4番目、該当箇所は30ページです。「保育園待機児童の解消をしてほしい。潜在的待機児童数も公表してほしい。」というご意見です。市の考え方としましては、「現在、倉敷市の保育所等の入所につきましては、多くの申込みがあり、地域や年齢により御希望に添えない状況が出ておりますが、できる限り入所いただけるように入所調整に努めてい

ます。今後も引き続き、計画的な受入施設の整備・拡充や、保育士確保に取り組むことで、待機児童の解消に努めてまいります。待機児童の定義には該当しませんが、特定の保育所等の利用を希望するなどにより、保育所等に入所できていない児童の数は、公表しています。」という回答です。

続きまして5番目、該当箇所は30ページ及び41ページです。ご意見ですが、「障がいを持つ子どもの施設を増やしたほうがいいと思う。」という意見で、こちらもこども・若者意見として18歳の方でございます。市としましては、「倉敷市では、こどもを含めた障がいがある方々が必要とする障がい福祉サービスの提供ができるよう提供体制の確保に努めており、例えば児童発達支援など障がい児を支援する施設や事業所の設置数については、「倉敷市障がい福祉計画」の中で、種別毎に見込みを立てているところです。なお、この計画策定にあたっては、専門家や障がい福祉団体の関係者等に参画していただくとともに、障がい児を含め多くの市民の皆様から、アンケートやパブリックコメントを通じて幅広い御意見等をいただきながら取り組んでいます。」という回答でございます。

続いて6番目、該当箇所は31ページです。そのまま読ませていただきますが、「生徒指導・不登校の支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置・派遣し、こどもと家庭への積極的な働きかけにより、学級崩壊、不登校などの未然防止や改善に努めるほか、学校問題への総合的な対応を図ります。」について、ここで「学級崩壊」と「不登校」が並立で表記され、「未然防止や改善に努める」とありますが、そもそも「学級崩壊」と「不登校」は全く質が違うものであり、同列に語るのはおかしいと思います。ましてや、いじめなどが原因で学校に行かないことによって命が救われているような子どもにとっては「改善」という言葉が「学校に行かない私がいけないのだ」という追い詰める言葉になります。表記自体を改めていただきたいと思います。」ということで、市の考え方として、「より適切な表現になるよう、表記の修正を検討いたします。」ということで、実際に修正しておりますので、お手数ですが【資料8】修正一覧をご覧ください。31ページ第4章2(1)④のところで、修正前としましては、「生徒指導・不登校の支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置・派遣し、こどもと家庭への積極的な働きかけにより、学級崩壊、不登校などの未然防止や改善に努めるほか、学校問題への総合的な対応を図ります。」という箇所を、修正部分は下線部になりますが、「こどもと家庭への積極的な働きかけを行うことにより、不登校など生徒指導上の諸課題への総合的な対応を図ります。」と修正をさせていただきます。

それでは【資料7】に戻って7番目、該当箇所は31ページです。【1クラスあたりの担任を常時3~4人体制へ】ということで、「現状としては1クラスに対して担任1人のため、都合により教員が欠席となった場合、児童は終日授業なしでタブレットドリルやプリントのみとなっています。(※突発で欠席した教員を責める趣旨ではありません。)民間では一つのプロジェクトに対して3人以上で対応しています。年休・産育休・介護休も取りやすく教員の働き方改革にも関連すると思われます。また、教員と児童との相性も1対1の固定ではなくなるため、担任教諭との相性による不登校の減少にも貢献が期待できます。必要に応じて、算数・英語はレベル別にグループに分け、グループ毎に教員を割り当て指導することも可能になります。」というご意見でございます。それに対して市の考え方です。「教員数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(いわゆる標準法)」によって定められております。これまででも、担任外の教員の配置を進めることで、担任の負担を軽減するなど、教員配置の充実に努めているところです。今後も、教員の定数改善について、国や県に要望してまいります。」という回答となります。

続きまして8番目、該当箇所は31ページの単位施策10、47ページの単位施策39

です。ご意見としては、【校舎設備、防犯、安全について】ということで、「校内守衛として、地元警察OBや民間警備会社の導入を希望します。また、校内に防犯カメラ設置を希望します。(外国製ハイクビジョン等は不可。国内産機器、サーバーも国内) 全国的にニュースにもなっていますように、不審者・犯罪者対策にもなりますし、いじめ、校内暴力防止、教員がトラブルに巻き込まれることも抑止できると思われます。」というご意見です。市の考え方としては、「倉敷市では、校舎内を写すカメラは設置しておりませんが、小中学校の校門に監視カメラの設置を行うなどして、不審者の侵入対策をしているところです。また、校内守衛は導入しておりませんが、日中は、岡山県警察本部の健全育成対策室と連携して学校を訪問していただいているたり、倉敷市青少年育成センターの青色防犯パトロール車も巡回するなどして防犯や児童生徒の安心・安全の環境づくりに努めています。夜間休日は、警備のため、全ての小中学校・幼稚園・市立高等学校に機械警備を導入しています。」という回答です。

続きまして9番目、同じく31ページの単位施策10ですが、【校舎設備、防犯、安全について】ということで、「小中学校は災害時の避難所にも指定されているため、以下設備を希望します。・体育館のエアコン設置工事・体育館のトイレのリフォーム及び増設・手洗い場への電気温水器等の設置(冬場、お湯で手洗いできるように)・Jアラート発出の場合に利用できる地下シェルターの設置」というご意見です。市としましては、「学校施設の整備につきましては、教育環境の向上につながるよう取り組んでいるところです。いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。」という回答です。

続きまして10番目、同じく31ページの単位施策10、39ページの単位施策23、47ページの単位施策39です。ご意見ですが、「D B S制度を現行教員及び放課後児童クラブの職員、校医にも適用願います。まだ導入が始まつたばかりですが、子どもを守るために早期運用を希望します。」です。市の考え方ですが、「令和6年6月に、いわゆる「日本版D B S」の考え方を盛り込んだ、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69号)が成立・公布され、令和8年12月下旬が施行期限となっております。現在、政府において、施行期限に間に合うよう、この認定制度の詳細な制度設計を行っているところです。対象業務の例には、学校に勤務する教職員や放課後児童クラブの職員等も含まれております。」です。

続きまして11番、該当箇所は31ページの単位施策10、47ページの単位施策39です。ご意見ですが【ネットリテラシーの教育について】ということで、「警察署のサイバーセキュリティ部門からの出前授業による児童生徒のネットリテラシー向上を希望します。近年、ネットリテラシーを知らないままインターネット、S N Sを利用する子どもが多く、犯罪に巻き込まれたり被害者、加害者となるニュースを多く目にします。闇バイト、強盗は無期懲役であることなど、ぜひ警察署と連携してご教授願いたいです。」。市の考え方として、「各学校では、インターネット関連の通信事業者等の講演や、警察などの関係機関と連携して実施する防犯教室を活用して、不適切なネット利用によるトラブルや、S N S等に起因する犯罪被害に巻き込まれないよう、児童生徒自身の規範意識の向上を図っています。」という回答です。

続いて12番目、こちらは、31ページから34ページの④生きる力とそれから40から42ページの④安心・ゆとりが該当になりますが、「倉敷市でわかものについての困りごと(就労、発達障がい、ひきこもり、ケアラー等)を総合的に相談できる機関を作つて欲しい。」というご意見です。市としましては、「若者の困りごとにつきましては、本市では就労に関する相談支援をはじめ、障がいに関すること、生活に関する様々な困りごとについて、各施策による相談支援機関を設置しています。各相談支援機関では、必要に応

じて他分野の関係事業・機関等への紹介やつなぎ、関係機関同士の連携を行うことで、あらゆる状況の若者世代を含めた、横断的な支援を行っています。このうち、抱える課題が複雑化・複合化した場合への支援につきましても、重層的支援体制整備事業の仕組みにより、複数の相談支援機関の優先順位付けや、狭間を生まない役割分担等、具体的に対応できる仕組みを整えており、今後とも若者等を支援する連携体制を強化してまいります。」という回答です。

続いて13番目、該当箇所は32ページの単位施策11です。こちらは【芸術、文化、スポーツの学習について】ということで、ご意見は、「授業で文部省歌を扱う時間を増やして欲しいです。乳幼児や児童生徒が家庭内や園校内で文部省歌に触れる時間が以前より激しく減っている印象を受けます。伝統的な美しい日本語の学習のためにも従来からの文部省歌を知り覚えてほしいと期待します。」というご意見です。市としましては、「授業では教科書を使うことを基本とし、文部省唱歌は小学校の歌唱教材として、齊唱や輪唱、合唱で歌うこととなっています。中学校では、我が国の伝統的な歌唱として、民謡、長唄などを歌う体験をしています。今後も、各学校は、学習指導要領に示されている指導事項に即し、曲の内容や音域、地域の実態に応じ、無理なく楽しく表現できる体験を大切にしてまいります。」という回答です。

続きまして14番目、同じく【芸術、文化、スポーツの学習について】で、「夏季の水泳授業、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカー等）に関しては地域のスポーツクラブ、大学からのコーチングを希望します。」ということで、市としましては、「学校の授業につきましては、原則教員が行うものですが、地元企業からサッカーやラグビー、テニス、バスケットボールの指導者を招いて、小学校の授業で指導していただくことがあります。また、岡山県のスポーツ活動奨励事業を活用し、希望した小学校に対して水泳や陸上競技などの専門の指導者を派遣する取組も行っています。」ということです。

続きまして15番目です。同じく【芸術、文化、スポーツの学習について】で、「地域の音楽隊（警察音楽隊、消防音楽隊、市内の大学等）による校内コンサートを希望します。私学と比べ十分な管楽器が音楽室になく馴染みがないため、私学との格差を懸念します。」というご意見です。市の考え方としましては、「音楽の授業では、和楽器、管楽器などの様々な楽器を演奏したり、鑑賞したりして、音楽文化に対する興味関心を高めることを大切にしております。学校行事では、音楽鑑賞会や演劇鑑賞会を実施し、多様な芸術に親しみ、豊かな情操が培われるよう努めています。」という回答です。

続いて16番目も引き続きでございますが、ご意見としましては、「倉敷市は将棋囲碁にゆかりのある地域であり、市内児童生徒にもっと将棋囲碁に親しんでもらいたいです。将棋の駒の動かし方も知らない子どもも多く、雨の日の休み時間等に取り組めるよう、小学校の各教室に将棋・囲碁の盤や駒を数セットを置いて頂きたいです。」というご意見です。市としましては、「倉敷市では、「全国小学生倉敷王将戦」や、「くらしき吉備真備杯こども棋聖戦」を実施し、地域における将棋・囲碁文化の振興に繋げています。また、小学校では、将棋や囲碁をクラブ活動や、雨天時の室内遊びとして行うことができるよう、取組に応じて、必要な環境を整えています。」という回答です。

続いて17番目、該当箇所は35ページで、評価指標と目標値に対するご意見です。「施策番号14の評価指標「不登校児童・生徒出現率」に数値目標が必要でしょうか。件数などで現状を把握することは大切ですが、これでは今現在学校に行くことが困難になっている子どもたちや親にとって、悩みを抱えながらなんとか暮らしている日々を「改善すべき行動」と公に否定されることになります。また、数値目標を達成するために「とにかく学校に来させねばならないのだ」というプレッシャーを学校の先生方にも与えること

になるのではないでしょうか。」というご意見です。市の考え方としましては、「評価指標の出現率は、不登校児童生徒の現状を把握し、適切な支援につなげるとともに、今後の施策の推進に資するための客観的な指標と考えております。学校へ登校するという結果のみを目指すのではなく、不登校児童生徒が、主体的に社会的自立を目指すことができるよう取組を進めてまいります。誰一人取り残されない学びの保障にむけて、不登校児童生徒やその保護者の気持ちに寄り添った支援が充実するよう努めてまいります。」という回答です。

続いて18番、第4章(1)「こども・若者」に関する施策全般に該当するのですが、「このプランには不登校の児童生徒への働きかけばかり述べてあり、「いじめをした側」への働きかけが書かれていない。被害者の自死を招きかねないいじめの加害者にも積極的に働きかけて欲しい。」というご意見です。市としましては、「いじめ」については、いじめ防止対策推進法等に基づき、積極的認知や組織的対応の徹底、いじめ重大事態への適切な対応を推進するとともに、未然防止、早期対応に、引き続き努めてまいります。」という回答になります。

続いて19番、該当箇所は37ページの単位施策の20です。「相談体制は充実しているが、市民にとってその相談窓口にたどりつくためのハードルは高く、自分のレベルではその資格がないと思っているうちに問題が重篤化していたり、自分の問題に気づいていないために相談できなかったりしているケースも多い。また相談しても適切な支援が得られずあきらめたという声もきくので、更なる相談支援の充実は必要と考える。」というご意見です。市の考え方としましては、「倉敷市では、子育てに関する様々な相談を受け、一緒に考え、対応策を提案しつつ、必要な支援につなげられるよう努めており、子どものより良い育ちを支えるお手伝いをしています。引き続き、相談支援の充実を図り、子どもの健やかな育ちが守られるよう努めてまいります。」という回答です。

続いて20番目です。こちらも同じく37ページの単位施策は21となります。「自治体からのお知らせや広報活動としてLINE、TikTokの使用は控えて頂きたいです。(サーバ管理や個人情報流出のリスクが高いため)」ということで、市の考え方としましては、「子育てに関する市からのお知らせや広報活動につきましては、ホームページ、SNS、アプリ等の様々な媒体による情報の受発信の強化を図ってまいりますが、媒体の使用にあたっては、様々なリスクを想定し、適切な判断のもと、運用していくよう努めてまいります。いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。」という回答です。

それから21番目、該当箇所は37ページ、40から42ページ、46ページの就労環境にも関係します。ご意見ですが、「子どもが親から離れるサービス(例:保育・預かり・療育等)推進だけでなく、子どもが保護者に向き合ってもらえるための後押しをしてほしい(家事の外部委託/子育て学校(学び)/子育て中の子どもまんなかワーク推進/経済的支援/など)。」というご意見です。市としましては、「倉敷市では、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して子育て講座を実施しており、グループワーク等を通じて、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けています。また、核家族の家庭等で出産後、家事・育児が困難な時に、身の回りのお手伝いをする産後ヘルパーの派遣をしています。これらの事業等を通して、保護者に子どもと向き合っていただくための取組をしているところです。」という回答になります。

続いて22番です。ページは39ページ単位施策24になります。【ファミサポ活動の充実について】ということで、「・全世帯初回数時間は無料や、0歳児がいたり、保護者に障害がある等の場合に毎月数時間は無料などの支援拡充策を実施してほしい。・手続の簡略化(例:デジタル・電話申請。面接は極力1回で済む。面接を家庭や保育所等で実施可能

など)をして、身近な地域で子育てを人に頼るという敷居を下げるといい。」というご意見です。市としましては、「ファミリー・サポート・センター事業は、地域の子育ての支援を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、有償の相互援助活動を行う事業であり、本市でも定められた金額を依頼会員から提供会員へ直接支払っていただく仕組みとなっております。なお、きょうだい児を、同時にサポートする場合、2人目からは半額で利用できることにより、経済的負担の軽減を図っています。また、利用に際しては、会員相互に安心して利用してもらえるためにも、ファミリー・サポート・センターを通じた丁寧なマッチングを行っていますが、手続きの方法等につきましては、より気軽に利用していただけるよう、利用者の御意見も参考にしながら、事業の充実に努めてまいります。いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。」という回答です。

最後ですが23番目、該当箇所は42ページです。「無償化の拡大（0歳児おむつ代、第2子保育料、小～高の給食費）をして欲しい。それによって、全世帯の子育て支出が減ることに加えて、0歳児育児家庭に支援者が定期的に会う機会が出来たり、不登校家庭が給食を止める必要がなく、むしろ給食を目指して登校するなどの支援にも結び付きやすいと思います。」です。市の考え方ですが、「妊婦さんや子育て家庭に対し、おむつなどの育児関連用品の購入や、家事・子育て支援サービス等の利用など、費用がかかる出産・子育て期の経済的な支援として、出産応援給付金、子育て応援給付金を給付しています。保育料の多子軽減につきましては、きょうだい児が同時に保育所等を利用する場合の第2子の保育料を半額、第3子を無料としています。また、学校給食費の無償化につきましては、学校給食法には「学校給食における食材については保護者の負担とする。」と規定されており、本市において、これを無償化する場合、多額の財源が必要となるため、市の予算単独で実施することは難しい状況です。そのため、自治体間で格差が生じないよう国の制度として学校給食費の無償化を実施し、必要な財源措置を行うことを国に求めています。今後も引き続き、こどもや子育て家庭への経済的支援や、必要とされるサービスの提供など、きめ細やかな支援を実施してまいります。」という回答です。

パブリックコメントに関しては以上です。

会長： ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありました内容につきまして、ご意見・ご要望などご発言いかがでしょうか。大変多くの項目がございましたが、皆様が関係する、お子様や保護者の方々に関するところでも構いませんので、何かお気づきのことはございますか。

副会長： 失礼いたします。まず、【資料7】1ページの番号2についてです。主権者教育という言葉を入れて欲しいというご要望だと思います。市の考え方としても、そうした総合的な教育が生きる力を育むことであり、主権者教育の育成にもつながると考えている、とここまで書かれているので、主権者教育を入れてもいいのかなと思うのですが、何か入れられない理由があるのでしょうか。入れるのがこの未来プランにそぐわないということなのでしょうか。ご意見をくださった方に対して、この回答ではご納得いただけないのではないかと感じたので意見させていただきました。

事務局： 主権者教育的回答に入れられないということではなく、我々としては、この回答は主権者教育という要素を含んでいるという意味合いで書かせていただいています。主権者教育というと、選挙や、各学校で児童会とか生徒会の役員を決める時などに行っている模擬選挙をイメージしやすいと思うのですが、主権者教育とはそういうものだけではなくて、学

校の中で、特別活動で色々な行事を決めることもあります。我々も学校現場に行った時に、小学校の中学生の児童たちが学級会で前に座って「これについて話し合います」、「どうですか」と皆で意見を交わしながら決めるような取り組みを見学させていただいています。他の教科でいうと、家庭科でも、買い物などで色々な物を買う時に自分で決める、今の自分の生活に必要だから買うと決める、というようなことも学校では主権者教育と捉えてやっておりまますので、広い意味ですでに含まれているということで、このような書き方をさせていただいている。

会長： ご意見ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

副会長： 【資料7】8ページの項目の18番についてです。このご意見をされた方は、いじめをした側への働きかけについて書かれているのですが、回答中に含まれていると言われば含まれているのですけれど、この市の考え方では、具体的にどのようなことをしているのかが分かりにくいのかなと思います。こちらも、お考えがあればもう少し具体的に教えてください。

事務局： はい。いじめにつきましては、もちろん学校はいじめた側への指導はしていますし、いじめ防止対策推進法の中では、保護者は一義的にいじめをさせてはいけないという文言もございます。こうした中で、皆様よくご存知のように新聞等でいじめ認知件数増加というような報道がありますが、教育委員会としては、いじめの認知件数が上がることは決して悪いことではないと考えています。いじめの重大事態というのは、小さな冷やかし・からかいからスタートして、それがだんだん膨らんで重大事態につながってしまうと捉えているからです。そのため、いじめの重大事態につながらないように、積極的にその小さな冷やかし・からかいを見過ごさずに学校で対応していくことで、認知件数が増えていくことを肯定的に捉えているということはご理解いただけたらと思います。そういう意味で、いじめ側にこう働きかけます、とはなかなか正直表現しづらいところがある、未然防止・早期対応に引き続き努めてまいりますという表記にさせていただいているところです。

会長： ありがとうございます。これはホームページ等に公開されるものですね。文字としてだとニュアンスが伝わりにくく、直接お聞きするとすごくよく分かるので、私たちもどういう言葉が適切か悩みどころではあるかもしれません。

委員： 着席のまま失礼します。私自身の話になるので、ここで質問していいのか分からぬのですが、【資料7】3ページの6番目の生徒指導・不登校の支援員についてです。私自身が今不登校支援として小学校に勤務させてもらっているのですが、生徒が来ていての支援になっているので、この市の回答で「より適切な表現になるよう」と書かれているように、私たちも不登校支援という言葉が適切かどうかについて話しています。会長がおっしゃったように、きちんと説明をすれば伝わるけど、文字で誤解を生まない表現がうまくできたらいいのにとは思っているところです。あと教育現場に入っていて、本当に先生の手が足りないというのがすごく思うところで、私自身も3人のこどもを育てていて先生に要望を伝えることがありました。自分が支援員になって先生の大変さを理解すると、不登校支援っていうのではなく、グッドスタートではないんですけど、何かお手伝いの先生が増えて教員の方も増えたらいいのかなっていうのを思いました。

いくつも言って申し訳ないんですけど、パブリックコメントを読んでいると、市民の要

望が確かにあるなっていうのはすごく感じました。そこで親御さんへの働きかけについて、例えば警察が動いて欲しいとか、子育てをしていく上で親御さんもSNSのことはこどもに対して教育しなくてはいけないので、講演会とか色々されているのも分かってはいるのですが、もう少し積極的に参加できる方法を広めていけたらいいのかなと個人的に思いました。

会長： 事務局の方にお渡しする前ですが、今おっしゃられたとおり、不登校支援は、登校して別室に来ているお子さんと、そもそもご家庭におられるお子さんがいて、登校することを働きかけるだけじゃなく、色々な場所で学ぶというように概念が少し変わってきてるので、言葉の意味合いを誤解なく伝えるというのはとても難しい作業だと実感しています。色々な不登校支援が必要なこどもたちにとって、どういった場所があるのかということを私たちも知っておかなければいけないとも思っています。

事務局の方、ご発言いかがでしょうか。今2点、不登校の支援のこと、それから保護者への働きかけのこと、ございましたがいかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。今回のパブリックコメントの回答につきまして、前の表記では不登校を学校問題だと捉えるような表記になってしまっていたというところを振り返りまして、我々もこれは問題とは捉えておりません。学校問題ではなくて課題であるということと、改善という表記が引っかかるというご意見だったので、そういう誤解を生じるような表記ではなくて、ただ、不登校はやはりしっかり取り組んでいきたい重要課題であるのは間違いないので、その意思を表現したくて、ご意見に添いながら問題ではないですよ、だけどできることをしっかり取り組んでいきます、という意味合いで書かせていただいている。そういう中で、不登校については本年度から倉敷ふれあい教室を活用して、外出しづらい児童・生徒さんを対象に、オンライン授業も始めさせていただいている。そうやって、子どもの選択肢が1つでも増えるようにという思いで取り組んでいます。

もう1つ、保護者への啓発というのは、各学校で実情に応じてやっているところではあります。ただ、スマホや携帯の使い方は、大人よりもこどもたちの方が堪能ですので、こどもたちに指導した内容を、保護者にもこういう指導・講演会やりましたといった紹介をもっとできたらとは思いますので、学校に呼びかけていきたいと思います。

会長： ありがとうございました。その他ご意見ありますでしょうか。

では、私から1つだけ、関連することなのですが、【資料8】の修正箇所一覧で、今ご説明いただいたように、学級崩壊・不登校などの未然防止といった学校問題という表記から、不登校など生徒指導上の諸課題という表記に修正されていますが、学級崩壊が諸課題の中に含まれて、取り組んでいただけるような文章といいますか、やはり学級崩壊というのは先生方の疲労感や負担感、地域などによって色々な課題があり、先生のなり手がないということもよく新聞などでも言われていますので、先生方を守るような対応方法であるとか、チーム学校として学級崩壊を防ぐ、起こさない、起きそうな場合には早めに対応するといった仕組み作りも引き続きしていただきたいことが、地域のこどもたちを安心して学校に送り込めるにつながると思いますので、ご協力いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

皆様ほかにご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、第二次くらしきこども未来プランの計画案について事務局から説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局： 続きまして、計画案におけるその他の修正についてご報告させていただきます。

【資料8】をご用意ください。まずは、表紙ですが、計画内容の表記に合わせて計画名称についても平仮名の「こども」の表記に変更させていただきます。元々、国の考え方に基づいて、固有名詞や法律の名称などの変えられないもの以外については、中身もすべてできる限り平仮名の「こども」にさせていただいております。それから、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を策定していることが分かるように、「倉敷市こども計画」と併記させていただいております。

それから、29ページの第4章の2(1)、②のイラストですけれども、バランスよく食べるための10の食品群の表をより分かりやすくなるよう修正しております。合い言葉「さあにぎやかにいただく」がより分かるように、説明等を加えております。また、卵や大豆のイラストが見にくくなっていますので、最終的な掲載印刷時には調整させていただこうと思っております。

その下は先ほどご説明をさせていただきました。

続いて53ページ、第5章2(1)でございます。幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策のうち、倉敷区域の確保方策値について、一部、赤字部分を修正させていただきます。内容としましては、第2回の審議会後に、先ほど議事の2番目「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について」の【資料4】におきましてご審議いただきましたとおり、御国幼稚園が令和7年4月1日から施設型給付の私立幼稚園に移行することが決定いたしました。これに伴い、確保方策の施設類型について「私学助成を受ける私立幼稚園」の数値を減少させ、「特定教育・保育施設」の数値を増加させております。

続きまして、64から65ページの第5章2(2)になりますが、地域子ども・子育て支援事業のうち、「キ 幼稚園の預かり保育、保育所の一時保育等」の【量の見込みと確保方策】について、倉敷区域と児島区域の数値の一部を修正しております。これらにつきましては、再度数値を精査した結果によるものでございます。以上で修正箇所のご説明を終わります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明させていただきます。【資料9】のスケジュールをご覧ください。本日の審議会終了後、日にちは未定ですが、1月中を目途にパブリックコメントの実施結果のみ、ホームページで公表する予定としております。そして、子ども・子育て支援法に基づく岡山県との協議を経て、3月に策定・公表することとしております。なお、今後の計画案でございますが、冒頭の市長の挨拶文と、巻末の資料編は、同じように別途追加の予定でございます。また、レイアウト調整やイラストの挿入等を踏まえ、完成予定しております。今後の修正等につきましては事務局の一任とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員の皆様へは公表時に完成冊子を郵送させていただく予定でございます。この場をお借りいたしまして、委員の皆様方におかれましては昨年度から長きにわる計画策定へのご審議をいただき、本当にありがとうございました。心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。以上でございます。

会長： ただ今、事務局からご説明いただいた内容につきまして、ご意見、ご要望などいかがでしょうか。

1点だけすみません。ただ今の説明で修正箇所にもあった【資料6】の29ページについてですが、このバランスよく食べるための10の食品群とこの図は倉敷市の関係の方々

が考えられた図でしょうか。もしそうでなければ出典や参考がないと市の所有になりますので。

事務局：文献がありますので、出典を書かせていただく方向で考えさせていただきます。

会長：ありがとうございます。写真がいくつか入っていると思いますが、最近、私たちが思う以上に個人の特定という言葉をよく聞きますので、写真に写っている方のご許可であるとか、できれば少し加工して扱っていただければと思いますので、その点はよろしくお願ひいたします。

皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは予定されている議事は以上になります。何かご意見等ございましたらお願ひいたします。ないようですので、以上で議事を終えたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。それでは進行を事務局へお返しいたします。

3 閉会

事務局：木戸会長、ありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。

令和4年4月から3年の任期中、くらしきこども未来プランや各種施設の認可等で、積極的なご審議をいただきました。この3月31日をもちまして、皆様方の任期が満了となります。予定では、本日の審議会をもって、このメンバーでの審議は最後となる見込みでございます。委員の皆様方には永きにわたり熱心にご審議いただきまして本当にありがとうございました。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。ここで皆様もしよろしければ、委員の皆様方に一言ずつお言葉を頂戴したいと存じますのでよろしくお願ひいたします。

委員：お世話になりました。川崎医療福祉大学の蓮井です。倉敷の色々な子育てや保育・教育の実態、色々な施策について学ばせていただく貴重な機会になりました。ありがとうございました。

委員：失礼いたします。倉敷市私立幼稚園協会の松井です。2期目になりましたけれども、皆様がとても熱心にこどもたちのこと、市民のことを考えてくださっているということを本当にありがとうございました。

委員：ありがとうございました。倉敷児童相談所の薬師寺です。倉敷に幸せなこどもたちが増えることを期待しております。ありがとうございました。

委員：連合倉敷地域連絡会の横溝です。私も倉敷市で暮らしてこどもを育てる中、それから働くものの代表として、ここに来させていただきました。色々勉強させていただきました。ありがとうございました。

委員：失礼いたします。倉敷市愛育委員会の森永です。何も分からなままこの役を引き受けまして、この場に参加させていただきましたが、最初にこの場に来させていただいた時に、木戸先生から声をかけていただいたのがすごく心地よくて、3年間務めさせていただきま

した。もう子育ては終了しておりますが、孫育ての真っ最中でして、地域的に小さいところにおりますが、随分穂井田のことではお世話になったので、大変良い経験をさせていただいたなと思っております。ありがとうございました。

委 員： 失礼します。倉敷市公立幼稚園・こども園P T A連絡協議会の前原と申します。この度は出席させていただいて、色々なことを経験させてもらってありがとうございます。今まさに私が、実際に子育てをしている真っ最中であります。パブリックコメントにもありましたけれども、本当に働く母としましては、なかなか声を出しにくい環境で、本当に色々なものが提供されていますが、そこまで辿り着かないというのが実情です。どうしてもそこまで行きたいけど働かなきゃいけない、声を掛けたいけど園長先生のところまで行くのも…と思ってちょっと待ってしまう、というお母さんが本当に多いので、そのお母さんの声をどれだけ多く拾っていくのかが課題だと思います。第1歩目をどうするのかというところを今後考えていかなければならぬと思いました。この度は、呼んでいただいたありがとうございました。

委 員： 市民公募の田崎です。私は今小学生のこども2人を育てていて、子育て真っ最中ですが、こどもっていうのは本当にどの子も可愛くて、誰にでも良いところがあると日々感じています。そのため、環境によって良くも悪くもあるところもあると思うし、守ってあげないといけないなと思っているので、今回皆様から学んだことを子育てや地域のこどもたちをみるとときに活かしていけたらなと思っています。ありがとうございました。

委 員： 失礼いたします。倉敷市総合福祉事業団の池田と申します。私は市民公募の3年を含めると9年間お世話になりました。本当に知らないこともまだまだあるなと思いながら、貴重な機会をいただきました。普段児童館におりますので、児童館の施設作りやこどもへの対応、保護者への支援などに活きることがたくさんありました。これからもこどもたちの支援のために努めていきたいと思っています。貴重な機会をたくさんいただきありがとうございました。

委 員： 商工会議所女性会から参りました今城です。本当に分からないことばかりで、ただただ勉強になったなと思って感謝しております。お世話になりました。ありがとうございました。

委 員： 倉敷市民間保育所協議会の津田隆章と言います。伊東市長は、「子育てするなら倉敷で」というスローガンをずっと掲げていらっしゃって、その市長さんの元で、現場の職員の皆さんには、これだけの厚い資料まとめあげ、事業の形に残していく組み立てをしていただきまして、初めて来させてもらった時に、これだけの仕事をされているのだな、と本当に感心したと言ったら少し上から目線になってしまいますが、ちゃんと保育現場の声をよく聞いていただけて、本当に感謝しております。私たちはこれで最後になりますが、現場の皆さんには感謝申し上げます。これからも頑張ってください。ありがとうございました。

会 長： 座ったままで失礼いたします。3年間会長を授かりました木戸と申します。改めて、皆様ご協力いただきありがとうございました。参加される皆様の様々なお立場からご意見をお聞きできるのは、毎回本当に貴重な会だったと思っています。今日もですが、直にお話を聞きして理解が深まる、その繰り返しだったと思います。ということは、日常会話の

中で、「これちょっと分かりにくいな」、「これどういうことだろう」と声が聞こえた時に、「実は私、会に出席しているのだけどこういう言葉がありましたよ」とか、「会議録がここに載っているから一緒に見よう」とか、「詳しい資料がここにありますよ」というように、私たちには代弁者のようなお役も担っているのかなと思っています。ここで委員は解散になりますけれども、来年度以降もこどもや子育てに関する施策がどんどん国でも生まれています。最近ですと「はじめの100か月育ちビジョン」というものがあります。最初の100か月がとても大事で、子育てに関する人もない人も責任を持ってこどもたちの文化を守っていこう、ということを国が提言しているということで、私たちが守らなければいけないものがどんどん出てきていますので、来年度以降も関心を持ち続けていただきたいと思います。どこかでご縁もあるかと思いますので、その際にはまたお知恵をお借りできればと思います。どうぞ皆様、このようなご時世ですので、今日もなんとか開催ができて安堵いたしましたが、どうぞお体ご自愛くださいながら、再会できますことを心待ちしております。本当に3年間ありがとうございました。

事務局： ありがとうございました。それでは最後に、閉会にあたり、子ども未来部長の月本が一言お礼を申し上げます。

月本部長： 本日は、大変お忙しいところ、令和6年度第3回の倉敷市子ども・子育て支援審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございました。本日、審議いただきました事業所内保育事業、特定教育・保育施設の利用定員については、必要な事務手続きを進め、引き続き待機児童の解消に努めてまいります。また、第二次こども未来プランにつきましては、策定スケジュールに従い、3月の計画公表に向け、作業を継続してまいります。また本日が、このメンバーでの審議が最後となります。皆様には、第二次こども未来プラン策定等、熱心にご審議いただきました。本市の児童福祉行政にご尽力いただきまして、心から厚くお礼を申し上げます。今後も引き続き、こどもの健やかな成長のため、ご支援をいただきますようお願いしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

事務局： 以上で、令和6年度第3回倉敷子ども・子育て支援審議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

会長 木下裕子